

埼玉県報

第 2750 号 平成 27 年(2015 年) 11 月 20 日 金曜日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(南西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 所沢東町地区市街地再開発組合設立に伴う届出(市街地整備課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(川越県税事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- O 埼玉県立小児医療センター新病院移転業務委託に関する落札者等の公示(小児医療センター)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表(監査第一課)
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(監査 第一課)

- 埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の 一部を改正する告示(監査第一課)

埼玉県告示第千三百十二号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活 動促進法 (平成十年法律第七号) から 次 のとおり 第十条第一 申 - 請書が 項 提 \mathcal{O} 規定に 出さ れ より、 た \mathcal{O} で、 特定 同

法並 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興セ U /www.saitamaken-npo.net/) 翌事業年度の事業計 なお、 びにイ 当該申請に係る定款、 ンタ ネ ツ \vdash 画書及び活動予算書を、 を利用する方法 \smile 役員名簿、 により縦覧に供する。 (埼玉県 設 立 申請書を受理 趣旨書並 N P 〇情報ステ ン U タ に した 設 に 1 お 日 当 シ 11 カコ 初 て備 彐 ら二月間、 \mathcal{O} 業年度 え置く方 (http:/ 県 及

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十六日

一特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野みらい

三 代表者の氏名

水谷 敏彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市市沢二丁目十四番二十三号

五 定款に記載された目的

活動を行 法 V. 人は、 住みよ Š じみ 71 野市及 まちづ び ŋ 隣 接市 に寄与することを目的とする 町 \mathcal{O} 住民に 対し、 地域課題 \mathcal{O} 決に資する

埼玉県告示第千三百十三号

出され 定款 特定非営利 の変更の認 たの で 活 同条第五 証を受けようとする特定非営 動促進法 項に (平成十年法律第七号) お い て 準 用す る 同法 利活動法人 第十条第二項 第二十五条第四 カュ 5 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 とお 項 定 \mathcal{O} 規定に に り ょ 申請 り 公告す 書が提 ょ り、

県民生活部共助社会づ 及び翌事業年度の な お、 び に 当 1 該 申請 タ 事業計 に 係 ネ < る ツ 変更後 り課及び 画書及び を 利 \mathcal{O} 用 埼玉県西 活動予算書を、 定 す 款 る 並 に 方 び に当該・ 部 法 地域振興セン (埼 縦覧に供 定款の 申請書を受理 玉 県 Ν する。 変 Ρ 更 タ Ο \mathcal{O} 情 に L 日 た お \mathcal{O} 報 日 属 11 ス て備え置 か す テ る事 ら二月 シ 業年度 彐 |く| 間

平成二十七年十 -- 月二十日 (http://www.saitamaken-npo.net/)

ょ

り

埼 玉 知 事 上 田 清 司

請 \mathcal{O} あ 0 た年月 日

平 成二十七 年十一月 日

特定非 営利 活動法 人 0 名 称

(変更前) 特定非 営 利 活動法 人 Ľ ユ 7 ネ ツ ワ ク サ ビ ス 玉

(変更後) 特定非 営 利活動法 匕 ユ 7 ネ ツ 1 ワ ク

三 代表者の氏

哲 也

兀 主た にる事務 所 \mathcal{O} 所 在 地

埼玉 県 所 沢 市 東 狭 山 ケ丘 六 丁目二千七 百九 十六

五. 定款 E 記 載 さ れ た 目的

連 ビ 携 ス適用 (変更前 困難者 情報の交換及び共有を図り、 この \sim \mathcal{O} 法 対 人 は、 応 障 が 市 民 い者の雇用 に 対 して、 広く社会に寄与することを目的とす 護保険 社会参加 制 を促進す 度 0 はざまにあ るため 関係 る介 機関 護 サ と

す 介 護保険 (変更後) こ 制度の 連携 はざまにある介護サ \mathcal{O} 法 情報 人は、 \mathcal{O} 交換及び共有を図り、 市民に 対 て、 ビ ス適用困難者への対応を促進するため関 災害時における被災者相 広 く社会に寄与することを目 互支援を行 的

埼玉県告示第千三百十四号

1 法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百十五号

定 \mathcal{O} に 大規模小 おり縦覧に よる意見の ·売店舗立地法 供する。 概要につ 1 (平成 て、 同 十年法律第 条第三項 \mathcal{O} 九 規定 +によ 号) 第 ŋ 公 八条第一 告 Ļ 項及 及 び 当 び 第二 該 意見 項 を \mathcal{O} 規 次

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫(仮称)戸田駅前商業施設

埼玉 应 県戸 区 田 市 大字 新曽 七 百 兀 +外 (新曽 第 __ 土 地 X 画 整理事業地 内 百

- 口 大 規 模 小 売店 舗 立 地法 第 八 条 第 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ る 市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概 要
- (1)場 違 \mathcal{O} 法 案内看板等 駐 車等 が を 発生しな 設置するよう 11 ように、 お 願 来店者 11 します \mathcal{O} 見 É す 11 場所 に 駐 車 -場及 び 駐
- (2)ます。 環境を創 店 舗 法 周 駐 出 辺 車 す 0) 車 道 る た 路 両 め、 や放置自転車 (歩道含む)に 交通整理員 お \mathcal{O} \mathcal{O} 防 11 配 て 止 対策 置 や警備員等に 車両及び に 0 11 歩行 て、 . よる見 配慮す 者が 安全 回 るようお ŋ に 通行 注 這喚起 で 願 きる 11
- (3) \mathcal{O} 対 違法 策を 駐 車さ 講 じ る せ よう な 11 お 雰囲 願 1 気 L づ ま < す ŋ \mathcal{O} た \emptyset 違法 駐 車 を 禁止 す る表示を す る 等
- (4)掲 監 示 視 力 防 メラ 犯 0 対 策 設 12 置 や警 配慮するよう 員 E よる お 願 見 口 11 ŋ ます。 \mathcal{O} 実施 犯 罪 防 止 啓 発 ポ ス タ \mathcal{O}
- (5)フ じ れると考えま IJ \emptyset 当 該施 化 \mathcal{O} た 設 は 維 バ 持 す IJ 高齢者、 管 が ア フリ 理 完成 に 9 後に 化 障 11 の基 · 害 者 て は多 徹 底 準 等 す が \mathcal{O} < \mathcal{O} 適 移 る 用 動 ょ 利 に 用 等 う なるた 者 お \mathcal{O} 円滑 願 が 想定さ 11 め、 L 化 ま \mathcal{O} す。 移動 れること 促 進 等 に \mathcal{O} 関 カュ 円 す 6 滑化 る 法 が 律 バ 义 IJ を T b は

二 縦覧期間

成二十 七 年 + 月二十 日 カュ 5 平成二十 七年十二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

埼玉県告示第千三百十六号

を受けたの て 準用する 次 \mathcal{O} よう 同法 で、 に保安林の 森林法 第三十条の規定に 指定施業要件を変更す (昭和二十六年 より 告示 法律第二百四 す う。 。 る予定であ 十九号) る旨農林 第三十三条 水 産 大臣 \mathcal{O} 三に カュ 5 お 通 知

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三まで、 二八、 地先。 1 1 1 1 1 1 1 1 字山 11000 \equiv Ŧī. 字船沢二二〇九、 三八の二、 に限 る。 · 三 五 Ш 四七 埼玉 居平二一九 上 まで、 る。) 字 県 次 田野字南 字岩峯一 0 兀 \mathcal{O} 字世 字倉 秩父市荒川 <u>-</u> ----三地 二五三九、 ケ平 义 二五五 掛 戸 に 九、 沢 示 先 ケ _ 山 兀 兀 九 す 九 五五 ・二五四三地 Ŏ 九四から = = , 部 八 九 九 \mathcal{O} 日 五四四 四六 \mathcal{O} 兀 分に 野字落倉 七三から二五 の二、二〇〇一から二〇〇三まで、 兀 一から二五四 字ヲ 限 \mathcal{O} 次 <u>-</u> Ó 。 の 一、 --- る。 九九七 先 \mathcal{O} バ 二五四 兀 义 五. • _ タ 11100 荒川 二五四四地先 _ に示す 九 の 二 、 七七まで、 」まで、 九三九、 の 一 兀 八の三まで、 上 一の一、二五 兀 三五、 が部分に の 二 、 田 五. 二. の二 野字南 九九九九 字 荒 川 · 二 五 .限る。)、 蝉 二五四九 九 山 の 一 白 三五七 兀 字聖前二五三八の一、二五 九 兀 \longrightarrow 久字 四八 五. 五. 一の三、二五四二か 兀 荒 川 次 字本谷二一九八の一、 6 聖前 カュ \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 兀 ら二五五五 _ 白久字相 \mathcal{O} 次 九 五五 地先 図に カュ _ 九 九 5 \mathcal{O} 五. 兀 示 义 以 \mathcal{O} <u>ー</u>の 字二見谷 八 浦 す 九 七 七まで、 まで、 Ŀ ま 一九 部 兀 五. ら 二 地

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

二 変更後の指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法
- → 主伐に関わる伐採種は、定めない。
- $(\underline{})$ る市 主伐 町 村 L 森 て 林整 伐 採 備計 をすることが 画 で 定 8 る標準 できる立木は、 伐 期 齢 以 当該 上 \mathcal{O} ŧ, 77 木 \mathcal{O} とす \mathcal{O} 所 在 す 市 町 村
- 三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 口 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 木 伐 採 \mathcal{O} 限 度 並 び に 植 栽 \mathcal{O} 方 法 期 間 及 び 樹

 \mathcal{O}

お

次 \mathcal{O} 义 及 てバ 次 \mathcal{O} لح お り _ は、 省 略 そ \mathcal{O} 义 面 及 75 関係書類を埼 玉 県庁

埼玉県告示第千三百十七号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清

司

測量計 画 |機関

口市

Ш

 \equiv 作業種類

公共測量 (道路台帳図等補正測量)

 \equiv 作業地域

川 口 市八幡木一 丁 月及び 八幡木三丁目地区

兀 作業期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日まで

埼玉県告示第千三百十八号

二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規三十日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法(昭和平成二十七年埼玉県告示第千五十一号で公示した公共測量は、平成二十七年九月 定により公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百十九号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清

司

一測量計画機関

幸美市

二作業種類

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

幸手市南二丁目地内外

四 作業期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月十八日まで

埼玉県告示第千三百二十号

とおり公告する。 沢東町地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次の 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により所

平成二十七年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 田畑 大介

住所 埼玉県所沢市東町十二番十三号

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

より、次のとおり特約業者の指定を取り消した。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十四条の九第三項の規定に

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越県税事務所長 林 裕 治

平成二十七年九月三十日	指定取消年月日
埼玉県川越市大字小仙波六百七十一	事業所の所在地主たる事務所又は
代表取締役 山口 佳郎	代表者の氏名
有限会社山口油材	氏名又は名称

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月二十日

川越建築安全センター所長 大 槻 淳

							第十三号	指 定 番 号
						第一項第四長	第四十二条	道路の種類
							十一月十一日平成二十七年	指定の年月日
日高市大字高萩字上宿六番一から	日高市大字高萩字西新宿二千三百十二番四から		字王神二千四百三十六番五まで日高市大字高萩字梨ノ木二千三百四十番三から	二千四百三十六番四まで日高市大字高萩字王神二千四百三十六番三から	日高市大字高萩字堀之内二百二十五番一まで	日高市大字高萩字堀之内二百十九番	日高市大字高萩字梨ノ木二千三百四十番三まで	指定に係る道路の位置
四十七・一五	八十六・一六	十 四 ·	百七十四・四五	=+.0	百四十・七二	二十四・八五	八・九九	(単位メートル) 指 定 に 係 る
九・〇	+=:-	+=:-	+=:-0	+=:-0	十六・〇	十六・〇	十八・〇	(単位メートル) 指定に係る

日高市大字高萩字拾石二千三百六十番一から	日高市大字高萩字上宿十四番二まで	日高市大字高萩字上宿十二番四まで	日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百四十九番一から	日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百三十番二	日高市大字高萩字下宿七十番二から	日高市大字高萩字王神二千四百三十五番三まで	日高市大字高萩字王神二千四百四十一番まで
二十七・〇	二十・六五	五十三・〇八	+ • ©	六・四八	百六十三・二七	三十九・三四	七十七・〇
六 • ○	六 • •	六 • ○	六。〇	六.	五・〇~六・〇	九 •	九 •

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十一号

た道路を次のとおり取り消した。 り、平成十三年十一月十九日第二十五号、平成二十三年一月十三日第十号で指定し 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

		第十三号	取消番号
		第一項第四号建築基準法	係る道路の種類
		十一月十一日平成二十七年	年 月 日
日高市大字高萩字下宿六十九番一から	日高市大字高萩字王神二千四百三十五番三まで	日高市大字高萩字堀之内二百二十七番三まで	指定の取消しに係る道路の位置
六十三・〇	七十七・〇	百二十・〇	(単位メートル) 保る道路の延長指定の取消しに
六・〇	六・〇	五 •	(単位メートル)係る道路の幅員指定の取消しに

埼玉県病院事業告示第七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 調達案件名及び数量埼玉県立小児医療センター新病院移転業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 落札者を決定した日平成 27 年 10 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所 日本通運株式会社 埼玉支店 埼玉県さいたま市中央区下落合 1079 番 1 号
- 5 落札金額 648,500,000円
- 8 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成 27 年 8 月 21 日

埼玉県監査委員告示第十六号

十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。 について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六 埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年度の監査結果に基づき講じた措置

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 Щ 夫 文

埼玉県監査委員 荒 寺 井 伸

埼玉県監査委員 宮 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 哲 也

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ:	埼玉県の下水道事業における財務に関する事務の執行について		
	監 査 結 果	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要	血且和木に至りさ、人は参与として時した項目の173日	1里 無 7月
棚卸資産の計 上漏れ【報告 書70ページ】	【指摘1】棚卸資産の計上漏れ 県は、公社から薬品の返品について知らされていなかったために、その返品の事実を認識していなかった。そのため、期末時における返品薬品が棚卸資産として計上されていない。つまり、公社にも県にも計上されておらず、宙に浮いた状態であった。 ちなみに、平成25年度末における薬品の棚卸資産計上漏れは、約76百万円である。	埼玉県下水道公社と協議を行い、未使用の薬品等については、平成26年度決算から下水道公社の棚卸資産として計上を行うこととした。	下水道管理課
と現物の不一 致 【報告書88	成に合わせて旧設備の除却報告書を提出していた。そのため、現物は撤去済みにもかかわらず台帳上は資産が存在していることになっており、実態と処理が不一致となるなどのケースがあった。 また、一体として稼働している施設を除却する際に、部分的な除却がなされても、全て	平成27年6月に下水道局における固定資産の会計処理や管理方法をまとめたマニュアルを作成した。 その中で、固定資産を更新、廃棄した場合は除却処理を行い固定資産台帳から除外することを明記した。 また、固定資産台帳と現物の一致を確認するため、毎事業年度の実査について統一的な方法を定め、平成27年9月11日までに全ての事務所で実地照合を完了した。	

埼玉県監査委員告示第十七号

を 玉県監 \mathcal{O} ように定める **查委員** \mathcal{O} 保 有する個 情 報 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 示

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄治郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

埼玉 查委員 \mathcal{O} 保有 す る 個 人 情 報 \mathcal{O} 護等 に関す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

査 委員告示 玉 県監 第 査 七 委 号) 員 \mathcal{O} 保 \bigcirc -- 有 する 部 を 次 個 0) 人 ょ 情 う 報 12 \mathcal{O} 改 保 正 護 す 等 る 関 す る 規 程 平 成 + 七 年 埼 玉

改 \otimes 六条第 る 一号及び 第二号中 「第二条第四 項 第 一号」 を 「第二条第六項 第 ___ 号

を 中 「第二条第六 「第二条第 兀 項第 項第二号」 一号 に を 改 \otimes 第二条第六 項第二号」 に 第二条 第 兀 項

任に 人は、 定 号を第二号とし、 を開示 よる代理 九条第六 の委任に 人情報に 開示 請 求書 項を同 ょ 求 あ る代理 書 に ては に 条第 次 を に改め K 加 同 七項と 項に が開 え、 未成 掲げる事項 灰年者若 第 示 同 請求 項を同条第六 同項中第三号を第四号と 一号として次 をする を L 同条第五 < を「 は 場合に 成 \mathcal{O} 項と 年被後見 項 中 次 一号を加る 12 掲げ Ļ は、 法 第一号 定 る 同 人の法定代 事 え 条第四項 代 る。 項 理 第二 及 (保 び 第二号 号 理 有 中 \mathcal{O} を 特 人 下 第三号 定 当 又 に 個 該 は 法 人情 本 (保 定 げ 代 \mathcal{O} る 報 有 理

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

九 第四 項 を 同条 第 五項とし、 同条第三項の次に次 \mathcal{O} _ 項 を 加 え

4 該 委任 示 他 \mathcal{O} 請求 又 資 Ť. は 押 をする場合 印され 条第二 格 を証 出 明 た 項 な 印鑑に する に \mathcal{O} け 規定に は、 れ 書類とし ば 当該 係る印鑑登録 な 5 より保有特 代理 な て監査 人は、 委員 定個 証 本 明書 が 人情報を本 \mathcal{O} が添 適当と認 記名及び 付されたも \emptyset 人 押 る \mathcal{O} 前 委任に £ があ \mathcal{O} \mathcal{O} に限る。 を監査委員 る委任状 よる代

に 及 兀 てド 項 第 兀 項 を 第 Ŧī. か 5 項 第五 及 び 項 第 ま 六 項 で \mathcal{O} 規定 を に 五. 改 項 第 &兀 号 第六 項 及 てバ

附則

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五 条の二の規定に ょ り、 次 0 とお

n 収用の裁決手続開始の決定をしたの で公告する

平成二十七年十一月二十日

埼 玉 県 収 用 委員会会長 白 鳥 男

番

埼 玉 県収用委員会平成二十七 年度第三号

起業者 \mathcal{O} 名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知· 事 上 田 清 司

埼 玉 県さいたま市 浦 和区高砂三丁目十 五番一 号

三 事業の 種 類

一般国道四 七号改築工 事 (埼 玉 県 東 松 Щ 市大字下野本字久保 原地内 カコ 5 同 市

大字下 野本字後 拝地内まで)

兀 裁決手続開 始 \mathcal{O} 決定をし た土 地 \mathcal{O} 所 在、 地 番 地 目 及 び 面

土地 \mathcal{O} 所在 埼玉県東松 山 市大字下野本字下 野

地 番 六 八四番一

目 登記簿 畑

地

現 況

面 積 登記簿 千二十四平方 メ ル

実 千十六平方 メ 1 ル

裁決手続開 始 の決定をした土 地の 面 積 二百三十 七 六七平 方 メ ル

五. 土 地 所有者 の氏名及び住所

住 氏 名 柴生田 夏 吉

所 埼玉県東松山市大字下野 本七 九 地

ただし、 同 人は平成二年二月二十六日 死亡

法定相続人

氏 名 伊 子 (持分六 兀 分 \mathcal{O}

住 所 神 |奈|| 県横浜市西区戸部 町 五. 丁目二〇一

氏 名 柴生 田 光 政 (持分六 兀 \mathcal{O}

住 所 埼玉県 東松山 市 御茶山町五 番地一 七

氏 名 柴生田 民 子 (持分六四 の <u>-</u>

住

所

埼玉県

東松

山

市大字下野

本六八四番地三

名 岩 \Box 由 美 (持分六四分の三)

埼玉県東松山市大字柏崎 八六八番地一六

所 埼玉県東松山市御茶山町二三番地二

田

(持分六四分の三)

名 柳 澤 良 子 (持分六四分の八)

所 埼玉県東松山市材木町一四番地一八号

氏住氏住氏住氏住氏住氏住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目二○番地四

名

節

子

(持分六四分の八)

名 柴生田 茂(持分六四分の 八

所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九番地三

名 柴生田 多惠子(持分六四分の 八

所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九 番地三

住 所 名 柴生田 埼玉県東松山市大字下野本七一 実(持分六四分の 九番地一 八

ただし、 持分に ついては法定相続割合である。

土地に関して権利を有する関係人の氏 名、

権利の

種類

埼玉中央農業協同組合

六

代表理事 利根川 洋

所 埼玉県東松山市加美町一番二○号

権利の 種類 根抵当権

埼玉県収用委員会告示第三号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五 条の二の 規定に ょ り、 次 0 لح お

n 収用の裁決手続開始の決定をしたの で公告する

平成二十七年十 一月二十日

埼 玉 県 収 用 委員会会長 白 鳥 男

番

埼 玉 県収用委員会平成二十七 年 度第三号

起業者 \mathcal{O} 名称及び住所

埼 玉 県 代表者 埼玉県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県 さいたま市 浦 和 区高砂三丁 自十 五. 番一 号

三 事業の 種 類

般国道四 \bigcirc 七 号改築工 事 (埼 玉 県 東 松 Ш 市 大字下野本字久保 原地内 カコ 5 同 市

大字 下 野 本字後 拝地内まで)

兀 裁決手続開 始 \mathcal{O} 決定をし た 土 地 \mathcal{O} 所 在、 地 番 地 目 及 び 面 積

土地 \mathcal{O} 所在 埼玉県東松 Ш 市大字下野本字下 野 本

地 番 六 八 、四番三

目 登記簿 宅 地

地

現 況 宅 地

積 登 記 簿 四百九 十六 \bigcirc 八 平 方 メ

面

実 四百九十六 • 六三平方メ

ル

ル

裁決手続開 始 の決定をした土 地 \mathcal{O} 面 積 四十 五. 八 平 方 メ

五. 土 地 所 有者 の氏名及 び住所

住 氏 名 柴生田 民 子 (持 分四 分 0

所 埼玉県 東松 山市大字下 野 本六 八四 地三

氏 名 岩 П 由 美 待 分四 分 \mathcal{O}

住 所 埼玉 県 東松 山 市大字柏崎 八 六 八番 地 六

氏 田 嶋 聖 恵 待 分四 分 \mathcal{O}

所 埼玉 県 東 松 山 市 御茶 Ш 町 二三番地

六 土地に 関し て権利 を有する 関係 人の氏 名、 住所及び 利 \mathcal{O}

名 埼玉 中央農業協 同 組合

代表 理 事 根 Ш 洋

住 所 埼 玉 一県東 松 山 市 加 美町 一番二〇号

権利 \mathcal{O} 種 類 根抵当権

埼玉県代表監査委員告示 玉 県 査 委員 告 示 第一号

程 0 埼玉県監査委員の所管する行政手続等に 一部を改正する告示を次のように定める。 おける情報通 信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利用 に関 はする規

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 栄治郎

県代表監査委員 玉県監査委員 寺 小 林 Щ 哲 文 也

昌

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報 通信の 技術 \mathcal{O} 利用 に関す

埼玉

る規程 \mathcal{O} 一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信 の技術 \mathcal{O} 利用 に 関する規

玉 県 監査 委員

程 (平成十六年

告示第一号) 0) 一部を次のように改正する。

埼玉県代表監査委員

を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、 第四条第二項第一号中 「電子署名に係る地方公共団 体 \mathcal{O} 認証業務に関する法律」

「電子証明書」 を 「署名用電子証明書」に改める。

 \mathcal{O} 告示 は、 平成二十八年 月 __ 日 から 施行する。